

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会社会教育課
不利益処分名	徳島市公民館の利用の停止等
根 拠 法 令	徳島市公民館条例
根 拠 条 項	第5条
連 絡 先	(電話 621-5179)
基 準	<p><b>【根拠条文】</b>  徳島市公民館条例  (利用の制限又は停止)  第5条 館長は、管理上必要があると認めるときは、利用を制限し、又はその承諾に当たって必要な条件を付することができる。  2 前条第2項の承諾を受けた者(第7条において「利用者」という。)前項の規定に基づく利用の制限又は承諾の条件に違反したときは、館長は、その利用を停止し、又は承諾を取り消すことができる。</p> <p><b>【基準】</b>  条例第5条第1項に規定する「管理上必要があると認めるとき」とは次の各号のいずれかに該当する場合をいう。  (1) 利用目的が、社会教育法第23条に定める運営方針に反するおそれがあると認められるとき。  (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。  (3) 公民館の施設又は付属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。  (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。  (5) 公民館の事業の実施に支障があると認められるとき。  (6) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> <p>※社会教育法  (公民館の運営方針)  第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。  一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。  二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。  2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p>
参 考 事 項	
設定等年月日	平成26年8月1日設定(令和5年12月28日最終変更)